

6 監 第 4 2 号
令和6年11月18日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

6 監 第 4 2 号
令和6年11月18日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和6年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和6年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和6年度定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第199条第2項及び第4項）

(2) 監査の対象

① 対象部局

安達支所・岩代支所・東和支所

地域振興課（所管住民センターを含む）・産業建設課

② 対象範囲

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの執行分

令和5年度分各種団体に対する補助金

(3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和6年10月28日から令和6年11月15日まで

② 監査委員監査 令和6年11月13日・14日・15日

③ 監査実施場所 岩代支所・東和支所・安達支所

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、支所長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。